

福岡県公報

令和二年四月十四日
第九十四号
増刊 ①

目次

告示

○福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示 (スポーツ企画課) ……………

選挙管理委員会

○長が不在投票管理者となるべき病院等の指定等について (市町村支援課) ……………

告示

福岡県告示第三百八十三号

福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示

福岡県スポーツ顕彰規程(平成八年三月福岡県告示第四百六十七号の三)の一部を次のように改正する。

第七条中「人づくり・県民生活部スポーツ振興課」を「人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委

員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年四月十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

ユニット型特別養護老人ホームみやこの苑

大字二塚五八四

特別養護老人ホーム亀保の里

豊前市大字鬼木二〇番地の一

を

ユニット型特別養護老人ホームみやこの苑

大字二塚五八四

ファミリーホーム・アバン1号館

大字井八七一

ファミリーホーム・アバン2号館

行事一四一一

特別養護老人ホーム亀保の里

豊前市大字鬼木二〇一

に改める。